

緑資源公団事業（特定中山間保全整備事業） 阿蘇小国郷区域

事業の概要

本事業は、筑後川水系の最上流部の水源地帯となっている熊本県南小国町及び小国町を対象として、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図るため、水源林造成45ha、分収育林32ha、区画整理118.8ha、暗渠排水21.4ha、用排水施設整備20.9km、ため池整備1カ所、農林業用道路22.4km、林地転換1.1haの整備を一体的に実施するものである。

事業の目的・必要性

阿蘇小国郷区域は、水稻、畜産に加えて高冷地野菜の生産が盛んであるが、耕地は狭小で散在し急傾斜の畑地が多いなど、効率的な農業生産が阻害されている。また、林業が盛んであるが、作業地への通勤、材の搬出のための林道が未整備なことから間伐等の森林整備に支障を生じており、管理不良な森林の増加による水源かん養機能等の低下が懸念されている。

このため、森林整備や農用地整備、農林業用道路を一体的に行い、農林業の振興、森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図るものである。

事業の効率性

○農業部門

効用（年総効果額）	：	農林道整備による走行経費等の節減及び安全性の向上	295百万円
		農作物の生産量の増加	104百万円
		営農経費及び維持管理費等の節減	57百万円
		施設更新による現況施設機能の維持	378百万円
		環境に配慮した法面保護による生態系の保全	25百万円
計			859百万円

（費用便益費の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	12,818百万円	
効 用	②	859百万円	
廃用損失額	③	168百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	47年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）	⑤	0.06146	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②/⑤－③	13,814百万円	
費用便益比	⑦＝⑥/①	1.08	

注1）総事業費、総便益には関連事業を含む。

注2）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

○林業部門

効用（百万円／評価期間）：	森林整備による水源かん養機能等の向上	833百万円
	木材生産の維持、増進	942百万円
	農林道整備による森林整備の促進	2,323百万円
	その他	158百万円
計		4,256百万円

費用便益比	1.43
総便益	4,256百万円
総事業費	2,984百万円

事業の有効性

本事業の実施により、粗悪林相地等における造林や、管理水準が低下している森林の整備による水源かん養機能等の公益的機能の高度発揮（約833百万円相当）、労働時間の短縮や農地の高度利用による農業生産性の向上（約160百万円/年相当）、森林整備の促進（約2,323百万円相当）や、作業機械・輸送車両の大型化等による木材生産の維持増進（約942百万円相当）及び農畜産物の輸送等の合理化（約281百万円/年相当）などの事業効果が見込まれる。

日程・手続

- | | |
|--------|--|
| 平成13年度 | 熊本県知事が、農林水産大臣に対して事業実施の申出。
農林水産大臣は、緑資源公団に対して基本計画の通知。
公団は、基本計画に基づき、事業実施計画の策定作業を開始。 |
| 平成15年度 | 公団は、緑資源公団法に基づく事業計画の概要の公告等の手続きを早期に開始予定。 |

事業に対する決議

- | | |
|---------|--|
| 平成14年7月 | 関係市町からなる「阿蘇小国郷地区特定中山間保全整備事業推進協議会」において、平成15年度着工要求を決議。 |
|---------|--|

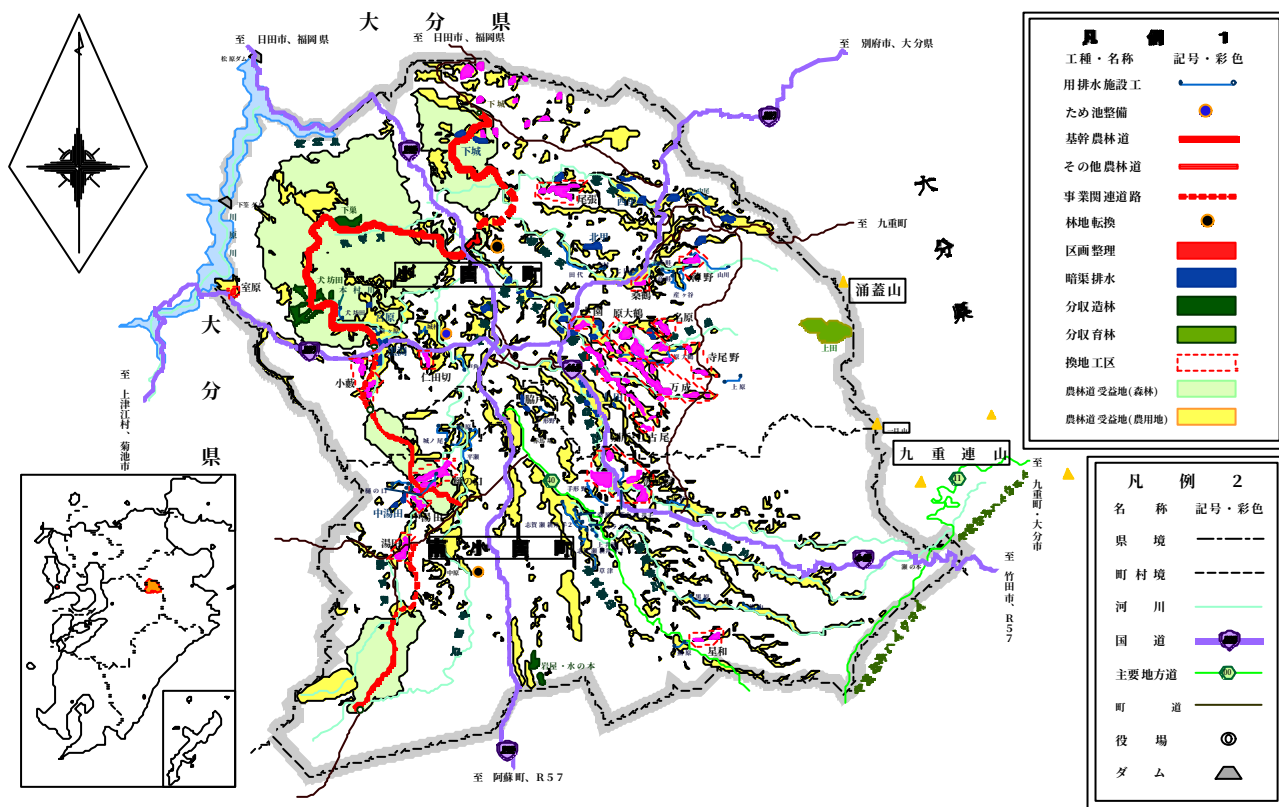
評価担当部局

農村振興局、林野庁

概要図

1. 受益面積	5,700ha（農用地受益2,875ha、森林受益2,825ha）			
2. 受益者数	1,548人			
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費	
			農業部門	林業部門
	水源林造成	45.0ha	—	251百万円
	分収育林	32.0ha	—	31百万円
	区画整理	118.8ha	2,635百万円	—
	暗渠排水	21.4ha	52百万円	—
	用排水施設整備	20.9km	623百万円	—
	ため池整備	1カ所	28百万円	—
	農林業用道路	22.4km	8,679百万円	3,100百万円
	林地転換	1.1ha	1百万円	—
	小 計		12,018百万円	3,382百万円
4. 公営総事業費	15,400百万円			

阿蘇小国郷区域概要図



平成15年度新規地区採択チェックリスト（緑資源公団 特定中山間保全整備事業）

（都道府県名：熊本県）（区域名：阿蘇小国郷）

1. 必須事項（農業部門）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成15年度新規地区採択チェックリスト（緑資源公団 特定中山間保全整備事業）

（都道府県名：熊本県）（区域名：阿蘇小国郷）

2. 優先配慮事項（農業部門）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農地の適正な利用が図られる。 ②農業の持続的な生産活動の促進が図られる。 ③農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。	☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③営農支援体制が整備されている。 ④関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑤関係機関との協議について、基本的事項が確認されている。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 ⑧関連する他事業との調整が図られている。 ⑨当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。 ⑩関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成15年度新規地区チェックリスト（緑資源公団事業 特定中山間保全整備事業）

（都道府県名：熊本県）（区域名：阿蘇小国郷）

1. 必須事項（林業部門）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 環境の保全について配慮していること	・ 自然環境の保全・形成からみて、当事業が適当であること。 ・ 農林道にあっては、当該事業が環境の保全について配慮したものであること。	☐
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 農林道を実施する場合にあっては、上記の他に事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

平成15年度新規地区チェックリスト（緑資源公団事業 特定中山間保全整備事業）
（都道府県名：熊本県）（区域名：阿蘇小国郷）

2. 優先配慮事項（林業部門）

項 目	審 査 の 内 容	判定
1. 事業の目標に関する事項 (有効性)	①水土保全機能の発揮のための望ましい森林づくりが計画されていること。	☐
	②関係地域の市町村森林整備計画との整合性が図られていること。	☐
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	①森林整備、林業生産活動の対象となる森林がある。	☐
	②通勤時間や集運材コストの低減が図られる。	☐
	③流通・加工施設への安定的な木材の供給が確保される。	☐
	④地域における山村集落の生活基盤として重要である。	☐
2. 事業内容に関する事項	⑤地域防災上の効果が見込まれる。	☐
	⑥都市部の住民に森林とのふれあいの機会を提供するなど、森林の総合利用を促進する効果がある。	☐
	①効率的・効果的な計画となっていること。	☐
	②森林の多面的な機能の発揮に配慮した計画となっていること。	☐
	③適地適木、適期作業等自然的条件に適合していること。	☐
	④間伐材等の積極的な活用が図られていること。	☐
	⑤関連する他事業との調整が図られていること。	☐
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	①起点、終点および路線計画は妥当である。	☐
	②路線の規格、規模が適正である。	☐
	③コスト縮減の取組がなされている。	☐

注) 評価項目を満たしている場合は、□の中に「○」を記入。

2. 優先配慮事項（林業部門）

項 目	審 査 の 内 容	判定
2. 事業内容に関する事項	④防災施設、交通安全施設の整備により、通行の安全が確保されている。	☐
	⑤国有林、道路関係部局等との調整が図られている。	☐
3. 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	①過去に渇水被害が発生したダム，集落等の水源森林地帯であること。	☐
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	①地元の要望が高く、合意形成がなされている。	☐
	②農林道を中心とした林内路網整備の取組がなされている。	☐
	③周辺の森林は手入れの必要なものが大半を占める。	☐
	④移管後の適切な維持管理のための体制が整っている。	☐
	⑤早期完成、効果発現のための取組がなされている。	☐
	⑥高性能林業機械を中心とした作業システムの確立に取り組んでいる。	☐

注）評価項目を満たしている場合は、□の中に「○」を記入。